

# 仕 様 書

## 1 件名

しんじゅく産業パネル展事業業務委託

## 2 事業の目的

区では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み、例年、新宿駅西口広場イベントコーナーで実施している物産展「しんじゅく逸品マルシェ」の代替事業として、区内産業、商店街等の区民へのPRを図るため、「しんじゅく産業パネル展」を実施する。

## 3 履行期間

契約締結の翌日から令和2年11月30日まで

## 4 履行場所

区の指定する場所

## 5 開催期間等

### (1) 設営期間

令和2年11月23日（月）19時00分から21時30分まで

### (2) 展示期間

ア 令和2年11月24日（火）8時00分から21時00分まで

イ 令和2年11月25日（水）8時00分から17時00分まで

### (3) 撤去期間

令和2年11月25日（水）17時00分から18時30分まで

## 5 基本事項

### (1) 展示内容

下記5点を主とした展示内容にするとともに、展示にあたっては、来場者にとって理解を促し、魅力的な説明となるよう工夫を凝らすこと。

①しんじゅく逸品登録商品（全30品）

②新宿ものづくりマイスター（全52人）

③新宿区染色協議会、新宿区印刷・製本関連団体協議会の事業紹介

④区内商店街の概要説明・全体マップ

⑤個別商店会の紹介パネル（全104商店会中30商店会程度）

⑥区内文化施設等の紹介

- (2) 展示場所 新宿駅西口広場イベントコーナー
- (3) 上記期間中、会場内パネル及びマイスター作品等の盗難・損壊が無いよう巡回すること。
- (4) 照明等の電気製品について、電気回線、接続ケーブル等により全ての備品を正常に稼働させること。
- (5) 原状復帰(イベント設営時等に発生したごみの撤去含む)は11月25日(水)の展示終了後から18時30分までに行うこと。
- (6) 原状復帰後、制作したパネル等については、区に納品すること。  
※納品時に展示パネル及びチラシデータも提出すること。

## 6 委託業務内容

委託業務の内容は、次のとおりとし、各要件を最低限満たすものとする。

- (1) 企画・構成
  - ア 来場者にとって、新宿区オリジナルの写真パネル展であることが明確であるとともに、認知されやすく、魅力的なパネル構成になっていること。
  - イ 各パネルの企画・編集方針は、区と企画会議を行い決定すること。
  - ウ 展示日を踏まえた上で、適切なスケジュール管理を行うこと。
- (2) 撮影・取材
  - ア 取材は、下記7(1)～(4)に記載の取材対象を基本とし、区との協議の上決定する。
  - イ 取材先との調整は受託者が責任をもって行うこと。
  - ウ 取材先については、原則として区内近郊及び埼玉県1件とする。
  - エ 取材にあたっては、必要に応じて、区職員が同行するものとする。
  - オ パネル制作に関しての著作権処理は、受託者の責任で行うこと。
- (3) 編集・制作
  - ア 制作は、編集方針に基づき行うこと。
  - イ 校正は2回程度行い、最終校正は本紙校正とする。また、必要に応じて両者協議のもと適宜校正を行うものとする。
- (4) 写真パネル制作・配置
  - 写真パネル制作にあたっては、展示会場のスペース及び通行者の回遊性を考え、複数のパネルサイズを効果的に制作し、配置すること。
- (5) 看板等の制作・配置
  - パネル看板(イベント名)、コーナー案内にあたっては、展示会場のスペース及び通行者の回遊性を考えて効果的に制作し、配置すること。
- (6) 写真パネル、看板等の設置の什器手配・配置
  - 上記(4)(5)写真パネル及び看板等の配置にあたっては、展示会場との協議のうえ、受託者の責任のもと、什器を設置すること。

(7) デジタルサイネージによる周知広告

新宿駅西口広場イベントコーナーのエントランス箇所において、予め設置されている、サイネージ看板（縦版50インチ：1台）による周知広告をパネル展示期間を通して行うこと。なお、サイネージ看板に放映するデータは、別途作成するチラシのデザインをもとに制作すること。

(8) PR 業務（チラシの企画・作成）

本事業に係るチラシ（A4両面カラー・1万枚程度）を作成するとともに、区と協議のうえ、効果的なPR活動を企画すること。

## 7 取材対象

(1) しんじゅく逸品登録商品（全30品対象）

登録商品30品の販売店を取材し店舗や作業風景等を取材するものとする。なお、商品写真及び紹介文は、区が提供するものを使用することも可とする。

また、しんじゅく逸品の事業紹介や販売店の位置情報などを掲載する概要説明パネルを、区と協議の上作成するものとする。

(2) 新宿ものづくりマイスター（全52人対象）

区が提供するマイスター52人の人物写真・紹介文を配置しパネルを作成する。なお、1パネルに複数人掲載することも可能とする。

また、マイスターの事業紹介や事業所の位置情報などを掲載する概要説明パネルを、区と協議の上作成するものとする。なお、商品写真及び紹介文は、区が提供するものを使用することも可とする。

加えて、マイスターの作品を紹介するショーケース（鍵付き。1500mm×600mm程度）4台を手配するものとする。

(3) 地場産業に対する取材（2団体対象）

区内の地場産業団体である、新宿区染色協議会及び一般社団法人新宿区印刷・製本関連団体協議会を取材し、染色業及び印刷・製本関連業について紹介するものとする。

(4) 個別商店会の紹介パネル（全104商店会中30商店会程度）

商店街区内の加盟店舗やスポット等商店街の魅力が伝わるものとする。対象商店街の選定及び詳細な取材対象については、区との協議の上作成するものとする。

## 8 効果測定

展示期間中の通行者を把握するとともに、その他の管理指標を独自に設定し、事業実施にあたっての効果測定ができるよう工夫を行うこと。

## 9 著作権の取扱い

本委託で作成したすべての印刷物の著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）は、区に譲渡すること。受託者は著作権者人格権の行使をしないものとする。この規定は、受託者の従業員及び本委託遂行に当たり再委託を行った場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用する。

第三者から著作権、特許権、その他の知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。

## 10 支払方法

委託契約完了後の一括払いとする。

## 11 特記事項

### (1) 一括再委託の禁止

受託者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、区の承諾を得たときは、この限りでない。

### (2) 個人情報の保護

受託者は、本事業の履行に当たって個人情報を取り扱うときは、新宿区個人情報保護条例（平成17年新宿区条例第5号）等に基づき、その取扱いには十分注意し、漏洩、滅失又は毀損の防止その他個人情報の保護に最大限の配慮をもって行うこと。

### (3) 守秘義務

受託者は、本事業の履行に当たっては、業務上知り得た秘密を漏らし、又は自己のために利用してはならない。本事業終了後も、同様とする。

### (4) 受託者が事業の実施にあたり前記各号の規定に反した場合には、区は、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。

### (5) 契約締結後、区と協議の上、本事業の実施に係る計画書（実施内容、実施体制、スケジュール等）、その他必要な関係書類を提出すること。

### (6) 委託契約締結後に不正行為が明らかになったときは、契約を解除する。

### (7) 区は、新型コロナウイルス感染症対策防止のため、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。この場合において契約金額を変更するときは、その実情に応じ、区との協議の上、契約変更金額を定めるものとする。

### (8) 本仕様書に定めのない事項や、疑義の生じた事項については、双方協議の上、決定するものとする。